

答申保第46号
平成27年1月14日
(諮問保第53号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成24年8月22日付けで「農地整備課が保有する私に関する全ての情報」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成24年9月28日付け農整第289号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成24年11月15日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 私が情報公開法・個人情報保護法に基づき情報公開を求めた理由は、〇〇合同庁舎農地整備課職員によって電話にて行われた〇〇職員に対する不当で違法な圧力の存在によって経済的に甚大な被害を被った事実に起因する。

イ 弁護士との相談記録については、開示を求めない。

ウ 聞き取り記録は、〇〇課長同席の聞き取りの内容を、農地整備課が後にあらためて文書化したものであり、聞き取りの席にて作成された文書ではなく、その後に作成された文書の表題が「事実確認のための聞き取りについて」であることから、当該文書には検討、協議の状況等が記載されているものとするのは不自然である。

当該文書は純粋な事実確認の記録文書であることは明白であり、検討、協議の状況等も記載されていないものとするのが妥当である。そのため、検討、協議に関する情報には該当しない。

エ 行政機関個人情報保護法第14条第6号がこの規定と同様の内容を定めており、この

規定は、未成熟な情報があたかも確定した情報と誤解されて国民の間に混乱を生じさせること等があり得ることから、開示による利益と不開示による支障を比較衡量することとしたものであり、開示することの利益を勘案しても、なお開示のもたらす支障が重大であるため不開示とすることに合理性が認められる場合に限定して不開示とすることを認めているものとされている。

聞き取り記録は、単に聞き取った内容を記録したものであって、審議等がなされている事項についての未成熟な情報ではないため、これを開示することによって確定した情報と誤解されて県民に誤解が生じるということはない。

オ 審議等に関する情報には政策情報と事実情報があるところ、一般に不開示とされるのは政策情報であるとされている。本件は〇〇職員の発言内容という事実に関する情報であり、不開示とする理由はない。

カ 実施機関の処分理由説明書に「聞き取り記録は、弁護士相談など県の機関の内部での検討、協議に最低限必要な基本的情報」とあるが、開示したとしても、その情報の価値や信憑性に変化が生じるものではない。

県の機関の内部での検討、協議における本文書の存在は、開示の有無によって影響を受けるものではない。

キ 聞き取り記録は、私と〇〇職員との間のやりとり等の内容についてのものであり、〇〇職員から私に対して伝えられた事実関係の連絡を再確認した記録である。その内容を開示することによって、私以外の県民に不当な混乱が生じるということはない。

ク 〇〇は、鹿児島県の〇〇出資公益法人であり、職員はみなし公務員である。

また、鹿児島県情報公開条例第26条で県が出資金を出資している法人は、この条例の趣旨にのっとり当該出資法人の性格及び業務内容に応じ、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする規定されている。

ケ 〇〇には、〇〇事業実施要項、要領及び運用に利害関係者への説明と調整が義務付けられていることに加え、〇〇の成り立ちや、業務内容、職員の立場等からも、誤解や憶測あるいは後に協力を得られないといった危惧は的外れである。

コ 〇〇職員という立場、課長という役職、加えて情報公開を推進しなければいけない状況等において、〇〇課長の事実説明における発言は高い信憑性を有するもので、それを「聞き取った内容をそのまま記録したものである」との表現で、まるで証言内容あるいは記載内容が不正確であるかのような、若しくは事実と反するかのような表現をするのは適切ではなく、むしろありのままを記録したものであるのならば、事実確認記録文書として、非常に適切であると思えるし、それは、開示にふさわしい文書であると同時に開示すべき文書でもある。

サ 〇〇職員が私に話した内容を農地整備課から私に伝えても、何の問題も無く、〇〇職員の情報公開条例における立場からも、何ら問題は発生しない。

シ 農地整備課が不開示決定とした理由は、農地整備課にとって有り難くない事実の記載された文書であるからであり、不開示は農地整備課の利益追求と保身の為の決定であって、それらは断じて許されるべきではない。

この不開示決定を容認してしまえば、行政にとって不都合な情報は隠蔽してしまえ、隠蔽できるのだという、悪しき前例となる。それらは本条例の本旨を著しく逸脱したもので、行政運営の信頼性と透明性の向上に対する県民の歩みの妨げとなる。

ス 国の行政機関個人情報保護法第14条第7号が同様の内容を定めているが、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の要件の審査にあたっては、開示することの利益との比較衡量がなされなければならない。支障の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されるものとされている。

本件においては、県が主張する開示による「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的なものにすぎず、不開示とすべき根拠とならない。

セ 条例第15条は、裁量的開示を規定しているが、本件が係争中の裁判の重要な争点に関するものであって、開示の必要性が極めて高いことから、万一、条例第13条第6号又は第7号に該当するとみる余地があるとしても、条例第15条による開示が認められるべきである。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

別表記載の保有個人情報

(2) 一部開示決定の理由

対象保有個人情報に次のとおり条例第13条の不開示情報が含まれているため、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示とした。

ア 「法律顧問法律相談結果報告書（平成24年8月17日）（平成23年12月20日）（平成23年6月28日）（平成23年6月15日）」の「弁護士氏名」、「相談した事項の要旨」、「弁護士の助言等の要旨」及び「相談の内容に係る添付資料」並びに「法律顧問法律相談依頼書（平成24年8月16日）（平成23年12月9日）（平成23年6月8日）」の「相談したい事項の要旨」（以下、「本件不開示情報1」という。）

県の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、顧問弁護士の見解が明らかにされ、今後、顧問弁護士から率直な意見を得られなくなることや県の機関が弁護士相談を躊躇することなど、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、検討過程における情報が開示されると、当事者間にいたずらに無用な紛争を生み、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第13条第6号の審議、検討等に関する情報に該当する。また、県の機関が行う事務に関する情報であって、不開示を前提として相談している県と弁護士の信頼関係が損なわれ、今後の県の法律相談業務に支障が生じるおそれがあることから、条例第13条第7号イの事務又は事業に関する情報に該当する。

イ 「土地改良事業の受益地除外に係る事実確認のための聞き取りについて（〇〇氏からの申し立てに係る確認）（平成22年11月16日）」の「聞き取りの内容」（以下、「本件不開示情報2」という。）

県は県民から苦情相談があった場合、中立的な立場から当人の主張や意見を聴取し、県職員をはじめ関係者から事実把握のため、正確な情報を調査、把握して、法令等にも照らしながら、対応が適正であったか等の検証や、今後の対処をどのようにすべきかについて検討、協議を行っている。

聞き取り記録は、〇〇職員の協力を得て、農地整備課が対応を検討、協議するために、当時の言動や状況を聞き取り整理したもので、農地整備課として当時の状況把握をする上で必要な情報である。

〇〇は、「公益社団法人及び公益財団法人の認可等に関する法律」に基づき公益認定を受けた財団法人であり、県が〇〇出資する法人であるが、職員の身分は公務員ではない。また、異議申立人の言う〇〇の説明義務は〇〇事業の事業主体としてのものであり、苦情処理業務として行われる〇〇の職員への事実確認、聞き取り調査に回答する義務はない。

したがって、当該文書を開示した場合、異議申立人と〇〇の間に誤解や憶測を招き、無用な争いなど混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第13条第6号の審議、検討等に関する情報に該当する。また、当該職員と農地整備課との信頼関係が損なわれ、今後、更に事実確認等の調査を行う場合に協力が得られなくなり、県の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号の事務又は事業に関する情報に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年12月13日	諮問を受けた。
平成25年2月28日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
3月4日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成26年5月28日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
11月5日	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取)
12月17日	諮問の審議を行った。

(2) 本件異議申立てについて

上記2(3)イのとおり、異議申立人は、弁護士との相談記録については、開示を求めていることから、審査会は、本件不開示情報1を除くこととし、本件不開示情報2を審査の対象とする。

(3) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

実施機関は、これらのうち本件不開示情報2を条例第13条第6号及び第7号に規定する不開示情報に該当するとして不開示としたとしている。

異議申立人は、本件処分の取り消しを求めていることから、この情報が実施機関の主張する条例第13条第6号又は第7号の不開示情報に該当するか及び異議申立人が主張する条例第15条に該当するかどうかについて検討する。

イ 条例第13条第7号(事務又は事業に関する情報)該当性について

(ア) 条例第13条第7号

条例第13条第7号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

(イ) 条例第13条第7号該当性

本件不開示情報2は、農地整備課が苦情処理業務を行う過程において、事実把握のために〇〇の職員に聞き取りを行った情報であることから、条例第13条第7号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

異議申立人は、〇〇は鹿児島県の〇〇出資法人で職員はみなし公務員であり、ま

た、〇〇には〇〇事業実施要項、要領及び運用に利害関係者への説明と調整が義務づけられていること。加えて、〇〇の成り立ちや業務内容、職員の立場等からも、〇〇は県からの要請を断れる立場にはなく、誤解や憶測あるいは後に協力を得られないといった県の危惧は的外れであり、県が主張する開示による「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的なものにすぎず、不開示とすべき根拠とならないと主張している。

実施機関は、〇〇職員の身分は公務員ではなく、また、〇〇には本件聞き取り調査に応ずべき義務もないことから、〇〇職員の協力を得て、聞き取り調査を行っており、開示を前提にすると、関係人の利害等から真実が述べられず事実の把握が困難になるおそれがあることから不開示としたと主張している。

本件事案のように強制的な権限のない実施機関が、県民から寄せられた苦情に関する事実関係を調査する場合に、関係者の協力は不可欠であり、本件不開示情報2が開示されることとなれば、今後の同種の調査において、関係者が聞き取り調査を拒んだり、真実を述べることを回避するなど、関係者からの正確な事実の把握が困難になり、県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報2を条例第13条第7号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報2は、条例第13条第7号の不開示情報に該当すると認められるので、同条第6号該当性については判断するまでもない。

ウ 条例第15条（裁量的開示）該当性について

（ア）条例第15条

条例第15条は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第4号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」と規定している。

これは開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができるとするものである。

（イ）条例第15条該当性

異議申立人は、本件不開示情報2が係争中の裁判の重要な争点に関するものであるため、開示の必要性が極めて高いことから条例第15条による開示が認められるべきであると主張している。

しかしながら、本件不開示情報2は、条例第13条第7号の不開示情報に該当すると認められるところ、本件不開示情報2を開示することが、開示しないことにより保護される利益を上回る個人の権利利益を保護するために必要があるとは認められない。

したがって、条例第15条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁

量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

エ その他主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

別表 対象保有個人情報

No.	開示請求に係る対象保有個人情報の内容
1	〇〇氏からの電話記録（平成24年8月20日）（平成24年8月16日）（平成24年8月13日）（平成24年8月3日）（平成24年7月25日）（平成24年7月24日）（平成24年7月10日）（平成24年7月3日）（平成24年6月25日）（平成24年6月12日）（平成24年5月31日）（平成24年5月18日）（平成24年3月30日）（平成24年3月9日）（平成23年12月27日）（平成23年12月27日）（平成23年12月26日）（平成23年12月22日）（平成23年12月21日）（平成23年12月20日）（平成23年12月5日）（平成23年12月2日）（平成23年11月10日）（平成23年11月8日）（平成23年10月31日）（平成23年7月19日）（平成23年7月14日）（平成23年7月11日）
2	〇〇氏への電話記録（平成24年8月1日）（平成24年7月13日）（平成24年6月1日）（平成23年6月22日）
3	〇〇氏への連絡について（平成22年12月20日）
4	土地改良事業の受益地除外に係る〇〇氏への電話連絡・やりとりについて（平成22年12月13日）
5	法律顧問法律相談結果報告書（平成24年8月17日）（平成23年12月20日）（平成23年6月28日）（平成23年6月15日）
6	法律顧問法律相談依頼書（平成24年8月16日）（平成23年12月9日）（平成23年6月8日）
7	〇〇の〇〇氏関連の事実確認のための聞き取りについて（平成24年9月14日）（平成23年12月8日）
8	〇〇の〇〇氏関連の事実確認のための電話聞き取りについて（平成24年8月7日）（平成24年7月26日）
9	〇〇さんへの電話照会記録（平成24年6月26日）（平成24年6月12日）
10	〇〇氏関係について（平成23年12月21日）
11	土地改良事業の受益地除外に係る事実確認のための聞き取りについて（〇〇氏からの申し立てに係る確認）（平成22年11月10日）（平成22年11月16日）
12	〇〇氏来庁面接概要（平成24年8月22日）（平成23年11月29日）
13	〇〇氏との協議概要メモ（平成23年5月27日）
14	〇〇の〇〇氏との協議（概要）（平成22年12月2日）
15	保有個人情報開示請求書（平成24年6月28日）（平成24年8月22日）
16	公文書開示請求書（平成22年12月30日）
17	保有個人情報開示決定通知の期間延長について（伺い）（平成24年9月21日）
18	個人情報の全部開示について（伺い）（平成24年7月9日）
19	個人情報開示請求書の学事法制課長への送付及び協議について（伺い）（平成24年7月4日）
20	公文書開示の開示文書の送付について（伺い）（平成23年2月7日）
21	公文書の全部開示について（伺い）（平成24年1月21日）